

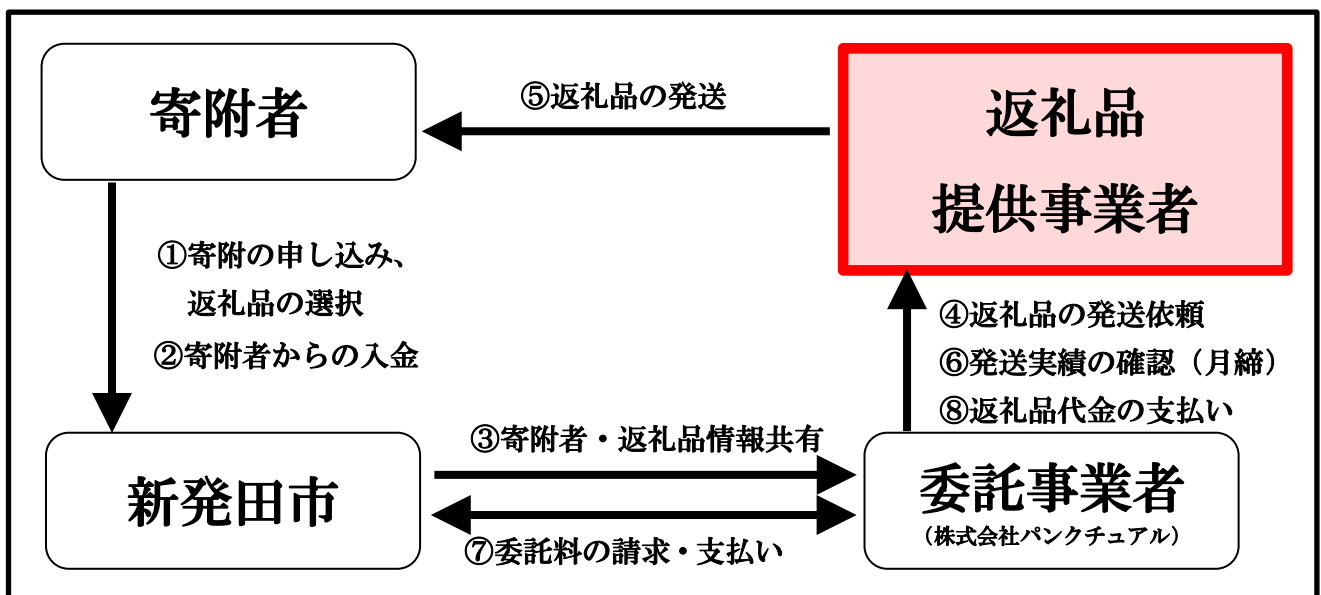
「ふるさとしばた応援寄附金」返礼品提案募集要項

1 募集の趣旨

新発田市では、ふるさと納税制度を通じて、市内に数多く存在する多彩な地域資源を全国に情報発信し、新発田産品の魅力や品質・技術力の高さをPRし、知名度の向上と地域産業の活性化、交流人口の増加に重点を置き、「ふるさとしばた応援寄附推進事業」（以下、「事業」）を展開しています。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、新発田市へのふるさと納税寄附者に対して贈呈する返礼品の創意工夫ある提案を募集します。

2 事業の流れ



3 返礼品提供事業者のメリット

- (1) ふるさと納税の専用インターネットサイトやメールマガジン等に返礼品名、画像、事業者名等を掲載することができます。
- (2) 寄附者への返礼品発送時に、事業者のパンフレットなどを同梱して発送することができます。ただし、パンフレットなどの送付は、返礼品発送時のみ許可するものであり、個別に寄附者にパンフレットなどを送付することはご遠慮ください。返礼品提供事業者に該当しなくなった場合も同様です。

4 返礼品提供事業者の要件

新発田市及び委託事業者とともに、新発田市のPRや行政課題の解決に積極的にかかわっていただける事業者で、次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 発注の受付及び発送作業が迅速かつ適切に行える体制が整っていること。
- (2) 産地名の表示が求められる食品については、適正に表示を行うこと。

- (3) 国の定める地場産品基準や食品表示法等の関連法規に関する書類を整備・保存し、その内容を遵守した特産品を取り扱うこと（食品表示法に違反した場合、取引を中止することがあります）。
- (4) 市が事業者に対し実地調査・確認等を行う場合には、当該調査等に応じる義務を有する。
- (5) 各種法令に適合した生産・製造・加工・販売を行っていること。
- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守すること。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 新発田市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 返礼品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル（配送トラブルを含む）等が生じた場合に適切な対応が可能であり、かつ、事業者の責に帰すべき要因により、事故及びトラブルが生じた際には速やかに事業者の責任において再発送をすることができること。
- (10) 返礼品の受発注や代金の支払方法など、委託事業者と連携、協力して業務に当たることができ、委託事業者と直接返礼品等の提供に関する契約締結等が可能であること。
※新発田市では、返礼品の発注及び配送管理などに関する業務について、下記の事業者へ委託を行っています。【委託事業者：株式会社パンクチュアル】
- (11) 事業の広報を目的としたホームページやパンフレットの制作、イベントやメディアからの取材など、市から要請があった場合、返礼品の無償提供や取材の対応等について協力すること。

5 返礼品の要件

(1) 基本要件

ふるさと納税の趣旨に合致し、全国に向けて、新発田市の魅力（食、文化、観光又は技術など）発信につなげることができること。

(2) 詳細要件

- ア 新発田市内で、生産、製造、サービス等がなされていること。
- イ 返礼品は単品、詰め合わせ（複数の協力者によるものも可）のいずれも可とする。
- ウ 年間を通じて安定的に提供可能な返礼品であること。ただし、以下の場合は例外とする。
 - ① 農産物等で生産・収穫時期が限られる商品
 - ② 農産物等で収穫量に限りがある商品、伝統工芸品等で量産が困難な商品、手作業の工程が多く量産が困難である商品
- エ 原則、全国各地に配送が可能な商品であり、飲食物の場合は、返礼品到着後、原則4日以上賞味又は消費期限が保証されている商品であること。
- オ その他、商品に関連する法令等を遵守し、各行政機関の許認可等の適法な手続を済ませているものとする。
- カ ふるさと納税制度にかかる総務省告示その他関連通知を遵守し、その基準に適合するものであること。

(3) その他要件等

以下の品目については、下表の要件を加える。

品 目	要 件 等
米	・農産物検査法による直近の検査結果を提出すること。 ・「玄米及び精米品質表示基準」に基づく表示を行うこと。 ・集出荷を行う事業者が出品する場合は、出荷に関する契約書等、生産者と数量が確認できる資料を提出すること。
酒類	・市内蔵元と新発田税務署管内小売酒販組合に限定をしているため、本募集の対象外とする。

(4) 商品提供開始時期

審査後、提供に必要な諸条件を調整のうえ、決定する。

6 提出書類

応募にあたっては、以下の書類の提出をお願いします。

(1) ふるさと納税事業者登録シート兼誓約書

※米を出品する場合は、「米の出品についてのチェックリスト」も提出してください。

(2) ふるさと納税返礼品提供申込書

(3) サイトに掲載するための詳細資料

- ・商品のパンフレット
- ・品物がわかる画像、写真
- ・加工食品の場合は原材料を確認するため食品表示ラベル 等

(4) 納税証明書（市税に未納がない証明書）－ 提出日前3か月以内に発行のもの

※市外事業者様は、生産、製造、サービス等を行う市内 事業者の納税証明書（市税に未納がない証明書）も併せてご提出願います。

※新規事業者の登録の場合は、(1)～(4)、既存事業者の新規返礼品提案の場合は、(2)、(3)を提出願います。

7 提出期限及び提出方法

(1) 募集時期

随時受付を行っています。

(2) 提出方法

- ・上記「6 提案書類」のうち(4)納税証明書については、新発田市役所本庁舎5階総務課ふるさと応援係（新発田市中心3-3-3）に原本を提出してください。
- ・その他の資料については、下記担当あてに電子メールで提出してください。必要に応じて、担当からご連絡します。

提出先

担当：株式会社パンクチュアル 新発田営業所（新発田市諏訪町 2-4-24）

メールアドレス：shibata@punctual.co.jp

電話番号：050-1707-9299

対応する時間帯：平日の 8 時 30 分から 17 時 30 分まで

8 審査方法及び結果通知等

- (1) 提出された書類について、市（委託事業者を含む。）が本要項の要件に沿って審査を行います。その際、必要に応じてサンプルとして現物提供をお願いする場合があります。
- (2) 審査後、結果について書面で通知します。

9 その他留意事項

- (1) 提出された書類等は、返却しません。また、提出に伴う関係諸費用は、各事業者で負担してください。
- (2) 以下に該当する場合は、応募又は審査結果を取り消すことがあります。
 - ・登録、提案内容に虚偽があった場合
 - ・市に損害を及ぼす恐れがあると認めた場合
 - ・本要項及びふるさと納税返礼品の要件に適合しなくなった場合
- (3) 返礼品に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (4) 下記いずれかに該当する返礼品は、取り扱いを中止することがあります。
 - ア クレームの多いものや、クレームに誠実に対応しない事業者の取り扱うもの。
 - イ 複数月にわたって申込み件数の少ないもの。
 - ウ その他、市が取り扱いを中止すべきと判断したもの。
- (5) 食品表示法等の関係法令への違反や食品返礼品の産地名の不適切な表示等により、債務不履行となった場合、損害賠償を請求することがあります。
- (6) 返礼品提供事業者及び返礼品について変更、廃止等を行う場合は、1 か月前までに委託事業者に連絡してください。

お問合せ先

〒957-8686 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号

新発田市みらい創造課

シティプロモーション室ふるさと応援係

電話：(0254)22-3030（内線 1544）

FAX：(0254)22-3110

E-mail：furusato-tax@city.shibata.lg.jp